

1. マイナ保険証への移行に伴う対応について

◆9月9日から「資格情報のお知らせ」送付開始:12月2日以降、健康保険証がマイナ保険証へと移行します。協会けんぽでは、9月9日から既加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付を行っています。

この「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月から健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号の確認等に用いるもので、一部は被保険者が携帯しやすいよう切り取って利用可能なレイアウトの紙製カードとなっています。

特定記録郵便で会社へ送付されてきますので、各被保険者に配付等する必要があります。なお、12月2日以降の新規加入者については、資格取得時に送付されてくることとなります。

◆従来の被保険者証の扱い:マイナ保険証に移行した後も、現行の保険証がすぐに使えなくなるわけではありません。そのため、令和7年12月1日までに退職する従業員からは、従来どおり保険証を返納してもらう必要があります。令和7年12月2日以降は、被保険者による自己破棄も可能となりますので、返納してもらわなくても構いません。

◆マイナ保険証を持っていない加入者への「資格確認書」の発行:新規加入者については、12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証を持っていない加入者に発行されます。

既存の加入者については、令和7年12月2日までに協会けんぽが必要と判断した人に対して発行されます。

なお、資格確認書の取扱いについても、従来の被保険者同様、有効期限内に退職した場合、会社に返納してもらう必要がありますので退職手続時にあわせて回収しましょう。



2. 公益通報者保護法とは

兵庫県知事のパワハラ疑いをめぐり、問題点の一つとして「公益通報者保護法違反かどうか」ということがありました。これは、パワハラ疑いを告発する文書を作成した元局長を公益通報の保護対象としなかったことについて問題になっているものですが、この公益通報者保護法は、一般企業にもかわりのある法律です。その概要についてみてみます。

公益通報者保護法は平成18年に施行され、端的には、同法1条にあるとおり「公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止」を主旨としています。「公益通報」の定義は、労働者等が不正の利益を得る、他人に損害を加える等の不正の目的でなく、事業者等の役務提供先の行為により、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保に関わる法律…刑法、食品衛生法、金融商品取引法のほか、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働者派遣法も対象…に規定する犯罪行為の事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を、その役務提供先(勤務先)、行政機関または消費者団体や報道機関などその他の外部の通報先に通報すること、とされています。なお、労働者等には派遣労働者、公務員、取締役等の役員、退職後1年以内の退職者も含まれます。労働者等の行為が公益通報である場合は、「解雇無効」と「不利益な取扱いの禁止」がなされ、不利益な取扱いとして、降格、減給、退職金の不支給、派遣労働者の交替を求めること、が挙げられています。また、役員である公益通報者についても、解任された場合の損害賠償請求が認められています。

事実無根・根拠に乏しい告発まで含めて保護される内容では勿論ありませんが、本法の定めがあることも踏まえ、法違反に関する情報提供があった場合の受付・調査・対応の流れも整理しておきたいところです。

● 編集後記 ●

先日、学生時代の同窓生の嫁ぎ先が能の家元で、その定期観劇会に誘われ、初めて能を観に行く機会がありました。場所は、銀座SIXの地下にある能楽堂。現代的なビルの中に、こんな伝統芸能の舞台があることに驚きました。能は初めてだったので少し不安でしたが、事前に劇のあらすじを調べていたおかげで、なんとか物語を追うことができました。洗練された現代的な空間の中で、古典芸能が息づいていることに深く感動し、長い歴史を持つ日本の伝統文化が今なお新鮮に感じられる瞬間でした。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー:秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山